

19

小松すずらん台

協定区域	北区北五葉4丁目の一部（裏面 区域図参照）		認可・更新 年月日	認可	1983年9月27日
	面積	31,908.00 m ²		更新	1993年9月27日（有効期間を延長）
				更新	2003年9月27日（有効期間を延長）
				更新	2013年9月27日（有効期間を延長）
				更新	2023年9月27日（有効期間を延長）
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	1983年9月27日～2033年9月26日（50年）	

協定内容の概要

- （1）建築物は、1区画1戸建とし、住居専用又は下記併用住宅とするほか第1種住居専用地域の用途規制の例によるものとする。（第1種住居専用地域＝現第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域）
- ア 医院（獣医院及び救急指定医院を除く。）
- イ 事務所
- ウ 日用品の販売が主目的の店舗
- エ 学習塾、華道教室、ピアノ教室その他これらに類する施設
- オ 理髪店又は美容院
- （2）建築物の地盤面からの高さは10メートルを軒の高さは7メートルを超えないこと。
- （3）建築面積はA地区については敷地面積の10分の4を、B地区については10分の5を超えないこと。
また、建築物の延面積はA地区については敷地面積の10分の8を、B地区については10分の10を超えないこと。
- （4）建築物の各部分の高さは、その部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じたものに5メートルを加えた高さ以下とすること。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

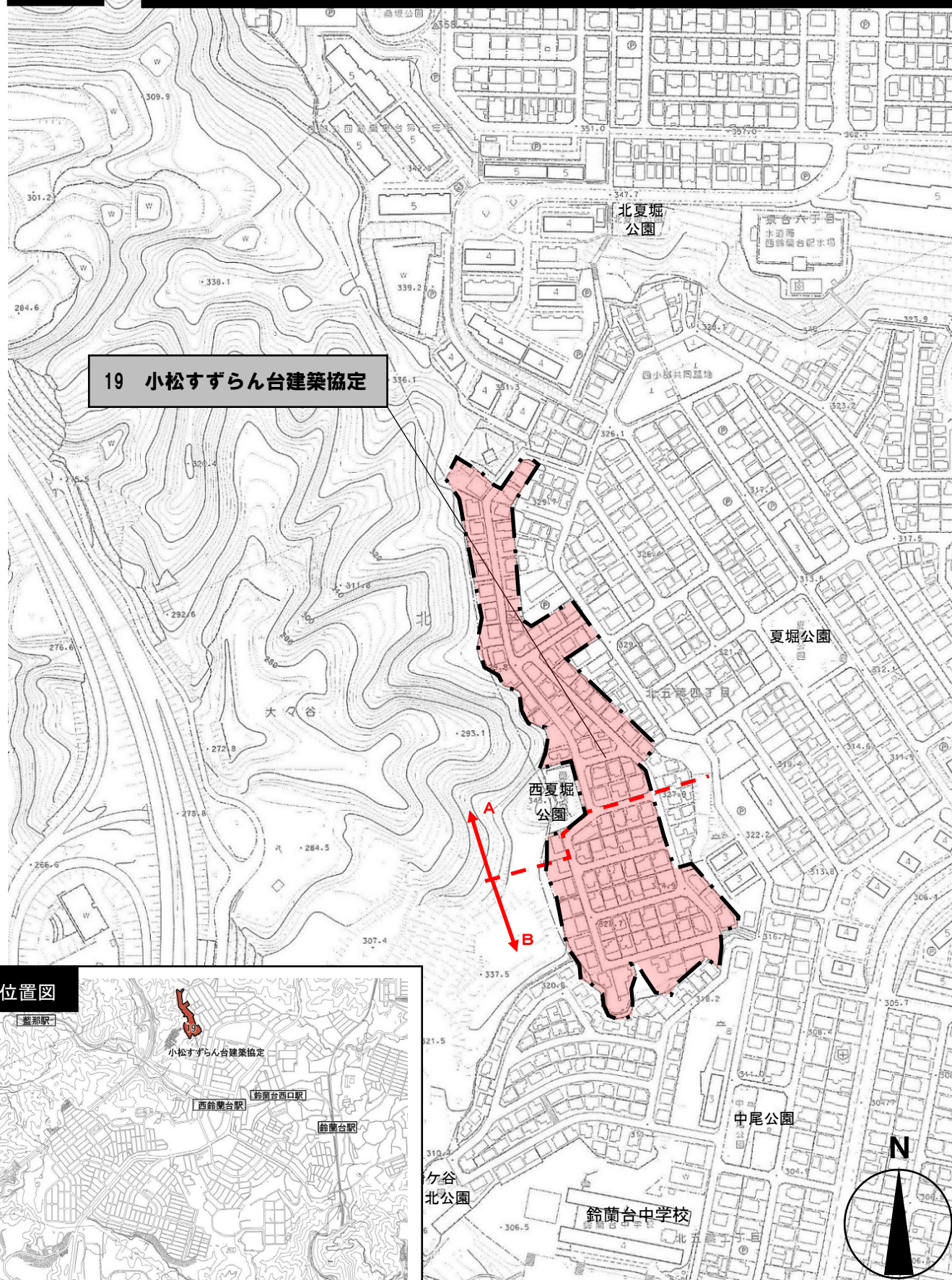
* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

小松すずらん台



位置図